

児童ホーム業務一覧（令和2年4月1日時点）

※指定管理者等に行わせることができない業務（行政財産の貸付等）は除いています。

【基館児童ホームのみで行っている業務】

名称	内容
地域館・拠点館への人的応援	地域館・拠点館の人出が事業等で不足する場合に応援に入る。
地域館・拠点館の業務の支援及び助言	ブロック担当者（別添資料4参照）は、求めに応じて地域館・拠点館への支援や助言を行う。
ブロック事業の調整	ブロック事業の中心的役割となり、ブロック内の地域館・拠点館と調整を図る。
ブロック担当者会議・常勤職員会議・非常勤職員会議の開催	ブロック担当者会議・常勤職員会議・非常勤職員会議の調整、開催事務を行う。
巡回児童ホーム（移動児童館）事業の運営	ブロック担当者は、児童ホーム未整備地区への移動児童館事業の運営を行う。
中学生と赤ちゃんふれあい事業の運営	ブロック担当者は、各関係機関との連絡・調整をし、事業の実施をする。
時間内研修の運営	児童ホームの運営時間内において、職員（児童厚生員）の専門知識や技術の習得、資質の向上を目的とした研修を計画的に行う。
各種プロジェクトへの参加	各種プロジェクト（少年少女交歓大会、ジョイ&ショッピングフェアや中高生タイムなど）への参加が求められた場合には職員が参加する。

【児童ホーム共通業務】

名称	内容
児童ホーム受付業務	来館者受付や貸し出しなどの各種受付業務
協働事業	単位児童ホームでは人的、物的に出来ない事業を他の児童ホームや公民館等と協働で実施する。
子どもの自主的な遊び場の提供	遊び場の提供をし、必要に応じて遊びの指導や利用調整を行う。
行事活動の実施	季節行事、伝承遊び、世代間交流等の事業を実施する。
教室事業の実施	月齢や年齢別に発達に応じた遊びの提供を定期的に行う活動として実施する。
読書活動の推進	子どもの読書活動推進計画に基づき、月1回以上読み聞かせやおはなし会などを実施する。
中高生の居場所づくり事業の実施	中高生が社会と関わり自主的に活動できるスペースや時間帯を設ける。
子どもたちが意見を述べる場の提供	児童ホーム事業に子どもスタッフを募り参加させ、自由に意見を述べる場を設定する。
地域間交流の促進	同じブロックの児童ホームで共通の事業を行うブロック事業などを実施する。
食育活動の促進	子ども・親子向けの食育事業の実施。
子育て家庭を対象とする活動の実施	乳幼児親子を対象とした事業の実施や相談・援助を行う。
地域子育て支援拠点事業	厚生労働省が本市に対する補助金の対象としている地域子育て支援拠点事業(一般型・連携型)を実施する。※基館5館及び前原児童ホームは一般型、それ以外は連携型を実施。
地域組織活動の推進	地域組織との連携・協働により、地域の中の児童ホームとして連携を深めるとともに、子どもの社会参加を促進する。
地域住民等との交流	地域住民や住民組織との交流を促進し、また児童ホームをPRするための取り組みを行う。
児童ホーム施設維持管理業務	児童ホーム設備の保守点検など、施設の維持管理を行う。
中学生と赤ちゃんふれあい事業の実施	ブロック担当者が調整した、事業の実施をする。
施設内清掃、玩具等消毒作業	館内の清掃業務、使用後の玩具消毒業務を行う。